

中国税務速報

2021年11月15日

1. 国家税務総局 財政部 製造業を営む中小零細企業に対する 2021 年第 4 四半期の一部税金の納付猶予に関する公告

製造業を営む中小零細企業の発展と、工業経済の安定的な発展を目指し、中国国家税務総局及び財政部は 2021 年 10 月 29 日、2021 年第 4 四半期における一部税金の納付猶予に関する事項について公告を発表しました。公告では、対象となる製造業中小零細企業や売上高の定義、納付猶予が適用される具体的な課税項目、納付猶予方法などを明確にしています。

本公告は 2021 年 11 月 1 日から実施されています。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n362/c5170139/content.html>
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810760/c5170140/content.html>

2. 国家税務総局 「2020 年事前確認制度年間報告書」(中国語・英語)の公表

2021 年 10 月 29 日、中国国家税務総局は中国語及び英語で、「2020 年事前確認制度年間報告書」(第 12 版)を公表しました。報告書では、中国の事前確認制度 (APA) の具体的な手順や関連業務の執行動向、2005 年から 2020 年までの APA 交渉に関する統計データとその関連分析等が記載されています。また、中国税務当局が新型コロナウイルスの影響下において、企業の税負担の軽減及び二重課税の回避または解消に尽力している状況についても説明されています。

なお、本報告書は法的効力を有しておらず、企業と中国税務当局との APA 交渉の根拠とはなりません。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810214/n810606/c5170101/content.html>

3. 国家税務総局 税務分野の「放管服」改革の更なる深化及び景気刺激策のための措置に関する通知

2021 年 10 月 12 日、中国国家税務総局は税務分野の「放管服」改革 (※) の更なる深化と、市場の活力を喚起させるため、いくつかの措置を発表しました。本通知では、従業員へのエクイティ・インセンティブ・プログラムを実施する企業に対し、追加の税務申告要求を明確にしています。エクイティ・インセンティブの実施を決定した翌月 15 日以内に、対象者の基本状況 (個人情報、職務、付与状況、権利行使日など) を含むエクイティ・インセンティブ状況報告書を所轄税務当局に提出することが必要となります。中国税務当局がより一層租税徴収管理を重視していくことが伺えます。

(※「放」は、地方分権、市場参入の敷居を引下げること。「管」は、公正な監督と公平な競争を促すこと。「服」は、効率的なサービスと便利なビジネス環境を構築すること。)

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5170138/content.html>
<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5170138/5170138/files/%E8%82%A1%E6%9D%83%E6%BF%80%E5%8A%B1%E6%83%85%E5%86%B5%E6%8A%A5%E5%91%8A%E8%A1%A8.pdf>

4. 財政部 第 14 次五ヵ年計画期間中に輸入された科学研究・科学技術開発及び教育用品の免税リスト（第一弾）に関する通知

2021 年 10 月 29 日、中国財政部、税関総署、税務総局は共同で「第 14 次五ヵ年計画期間中に輸入された科学研究・科学技術開発及び教育用品の免税リスト（第一弾）に関する通知」を公表し、第 14 次五ヵ年計画期間に科学技術イノベーションをバックアップする、輸入税収政策に基づく免税輸入品リストの第一弾を発表しました。今回の免税リストは、第 13 次五ヵ年計画の免税輸入品リストの管理モデルを基本的に維持しつつ、更に調整・完備化するものです。国内の生産実績及び輸入需要を総合的に把握し、科学技術イノベーションに加えて新しい需要に対応し、学問と科学の発展に努めます。

本通知の実施日は 2021 年 1 月 1 日まで遡り、既に徴収された免税となる税金は、還付可能となります。

http://gss.mof.gov.cn/gzdt/zhengcefabu/202111/t20211105_3763557.html